

# みずほレポート

2019年1月18日

## 米国の「対日貿易交渉目的」の検討

—TPPを上回る厳しい要求も

- ◆2018年12月21日に米通商代表部は、22項目で構成される「対日貿易交渉目的」を公表した。これにより、公表後30日目となる2019年1月20日以降、米国は日本との交渉を開始することが可能となっている。
- ◆対日貿易交渉において米国は、2018年11月30日に署名した米墨加協定（USMCA）を土台とした要求を日本に対して行ってくるとみられる。USMCAは、TPP（環太平洋パートナーシップ）を土台として、米国がTPPでは実現できなかった自由化やルールを一部追加したものとなっている。そのため、米国はTPPに一部要求を上乗せした内容を日本に求めてくると想定することができる。
- ◆「対日貿易交渉目的」を項目別に検討してみると、TPPにおける日米合意によって実現できる内容が大半を占めている。しかし、厳格な原産地規則やいわゆる為替条項の導入等、TPPでの合意を上回る日本にとって受け入れ難い要求も含まれている。
- ◆交渉が難航した場合、トランプ米政権は自動車への追加関税措置発動の脅しをかけて、日本に譲歩を迫ってくることも考えられ、日本にとって厳しい交渉となることが予想される。

---

政策調査部 主席 研究員 菅原 淳一  
03-3591-1327 junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp

---

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。

---

## 目 次

---

I.	米国による「対日貿易交渉目的」概要の公表	1
II.	米国の「対日貿易交渉目的」の項目別検討	3
1.	物品貿易	3
(1)	工業製品	3
(2)	農産品	5
2.	衛生植物検疫措置（SPS）	6
3.	税関・貿易円滑化及び原産地規則	7
(1)	税関・貿易円滑化	7
(2)	原産地規則	7
4.	貿易の技術的障害（TBT）	8
5.	良き規制慣行	8
6.	透明性・公表・行政措置	9
7.	サービス貿易（電気通信及び金融サービスを含む）	9
(1)	サービス貿易一般	9
(2)	電気通信	10
(3)	金融サービス	10
8.	物品・サービスのデジタル貿易及び越境データ移転	10
9.	投資	11
10.	知的財産	12
11.	医薬品・医療機器の手続的公正性	13
12.	国有・国営企業	13
13.	競争政策	13
14.	労働	14
15.	環境	14
16.	腐敗防止	15
17.	貿易救済	16
18.	政府調達	16
19.	中小企業	17
20.	紛争解決	18
21.	一般規定	18
22.	為替	19
III.	おわりに	21

## I. 米国による「対日貿易交渉目的」概要の公表<sup>1</sup>

2018年12月21日に米通商代表部（USTR）は、「米日貿易協定（USJTA）交渉—具体的交渉目的の概要」（以下、「対日貿易交渉目的」）を公表した<sup>2</sup>。米国では、貿易交渉開始にあたり、2015年大統領貿易促進権限（TPA）法<sup>3</sup>に基づき、交渉開始90日前までにその旨を議会に通知し、また、交渉開始30日前までに具体的な交渉目的を公表することが政府に義務付けられている。ドナルド・トランプ米政権は、日本との交渉開始に関する通知を2018年10月16日に行い、対日交渉に向けた公聴会の開催等を経て、今回具体的な交渉目的の概要を公表した。これにより、公表後30日目となる2019年1月20日以降、米国は日本との交渉を開始することが可能となっている。

22項目からなる「対日貿易交渉目的」は、TPA法に基づいて設定されているため、同じく同法に基づいて設定されたNAFTA（北米自由貿易協定）見直し交渉時の交渉目的（以下、「NAFTA交渉目的」）<sup>4</sup>と大変よく似た内容となっている<sup>5</sup>。唯一異なっているのは、NAFTA交渉目的にあった「エネルギー」が対日貿易交渉目的にはない点である（図表 1）<sup>6</sup>。

図表 1 米国の「対日貿易交渉目的」概要の項目

物品貿易	国有・国営企業
衛生植物検疫（SPS）	競争政策
税関・貿易円滑化及び原産地規則	労働
貿易の技術的障害（TBT）	環境
良き規制慣行	腐敗防止
透明性・公表・行政措置	貿易救済
サービス貿易（電気通信及び金融含む）	政府調達
デジタル貿易と越境データ移転	中小企業
投資	紛争解決
知的財産	一般規定
医薬品・医療機器の手続的公正性	為替

（資料）USTR, *United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations: Summary of Specific Negotiating Objectives, December 2018* より、みずほ総合研究所作成

<sup>1</sup> 本稿は、2019年1月12日現在の情報に基づき執筆している。

<sup>2</sup> Office of the United States Trade Representative (USTR), *United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations: Summary of Specific Negotiating Objectives*, December 2018.

<sup>3</sup> Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015.

<sup>4</sup> USTR, *Summary of Objectives for the NAFTA Renegotiation*, Monday, July 17, 2017 及び同年11月版。

<sup>5</sup> 2019年1月11日に公表されたEU（欧州連合）との貿易交渉目的（以下、「対EU貿易交渉目的」）も同様である（USTR, *United States-European Union Negotiations, Summary of Specific Negotiating Objectives*, January 2019.）。

<sup>6</sup> NAFTA 交渉目的 7月版には「医薬品・医療機器の手続的公正性」という項目がなかったが、11月版に追加された。ただし、「透明性」が「良き規制慣行」と統合されたため、項目数は22で変わっていない。対EU貿易交渉目的は、「税関・貿易円滑化」と「原産地規則」を分離し、「補助金」を追加した24項目となっている。

したがって、対日貿易交渉において米国は、NAFTA見直し交渉によって合意された米墨加協定（USMCA）を土台とした要求を日本に対して行ってくるとみられる。USMCAは、TPP（環太平洋パートナーシップ）を土台として、米国がTPPでは実現できなかった自由化やルールを一部追加したものとなっている。このように捉えると、米国はTPPに一部要求を上乗せした内容を日本に求めてくと想定することができる。

ただし、TPPのような包括的なFTA（自由貿易協定）へと将来発展する可能性があるものの、当面は物品貿易交渉が中心になると見込まれている。米国が「米日貿易協定（USJTA）」と呼ぶこの交渉を日本は「日米物品貿易協定（TAG）」と呼んでいるように、交渉の対象範囲については必ずしも明確になっていない。新たに日米2国間の貿易交渉を開始することで合意した2018年9月26日の日米首脳会談の共同声明（以下、「日米共同声明」）では、日米両国は「日米物品貿易協定（TAG）について、また、他の重要な分野（サービスを含む）で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。」とし、「日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。」と合意されている<sup>7</sup>。米国は、対日貿易交渉開始の議会通知やそれを踏襲した対日貿易交渉目的の「序」において、自動車、農業、サービスを例示して日本の関税・非関税障壁を問題視し、これらの問題に取り組み、より公平で均衡のとれた貿易を実現することを交渉目的としている。茂木敏充経済財政・再生相は12月25日の閣議後記者会見で、「物品貿易以外の何を当面の交渉の対象とするかについては、ライトハイザー通商代表と今後協議し、合意したもののみが入ることになると考えております。」と回答している<sup>8</sup>。

こうした点を踏まえた上で、以下では、米国の対日貿易交渉目的を項目別に検討し、今後の日米貿易交渉で米国が日本にどのような要求をしてくる可能性があるのか、それがTPPにおける日米合意を上回るものなのかを探る。

---

<sup>7</sup> 外務省「日米共同声明」2018年9月26日。なお、英語版では、”Japan and the United States will enter into negotiations, (略), for a Japan-United States Trade Agreement on goods, as well as on other key areas including services, that can produce early achievements.” となっている。

<sup>8</sup> 内閣府「茂木内閣府特命担当大臣記者会見要旨 平成30年12月25日」。米政府も、対日貿易交渉開始の議会通知及び対日貿易交渉目的の「序」において、「我々は、適切な場合に、段階的に日本との交渉を追求しようとすることもあり得る」としており、この点を指摘して茂木経財相は、対日貿易交渉目的の内容は「共同声明の内容とそごは全くない」としている。また、同相は、日本経済新聞のインタビューにおいて、「サービス分野については通関手続きを含む貿易円滑化の問題など、物品と同じタイミングで結論が出せるものに限る。金融・保険といった制度改革を要するサービス分野は対象に想定していない。同分野は物品交渉の完了後、交渉範囲を含め検討する。」と述べている（日本経済新聞電子版、2018年12月30日）。ただし、通常の貿易交渉において、「通関手続きを含む貿易円滑化」はサービス分野ではなく、物品貿易に関するルールの分野として扱われる。

## II. 米国の「対日貿易交渉目的」の項目別検討

### 1. 物品貿易

物品貿易ではまず、「米国の貿易収支を改善し、対日貿易赤字を削減する」との目的が掲げられている。貿易収支の改善と貿易赤字削減という目的は、トランプ政権の貿易交渉の第一の目的である。これに続き、「輸出入ライセンス手続の透明性を向上させる」、「貿易の歪曲を抑止するため、輸出入における独占を規律する」という2点が記載されており、いずれもNAFTA交渉目的においても掲げられているものである<sup>9</sup>。これら3点が掲げられた後は、工業製品と農産品に分けての記述が続いている。

#### (1) 工業製品

工業製品については、「包括的な無関税市場アクセス (comprehensive duty-free market access) の確保」と、「米国の輸出を抑制している非関税障壁に対処する規律の強化」が目的とされている。その他、再製造品市場アクセスの拡大、繊維・衣類の無関税アクセスの確保が掲げられている。繊維・衣類については、「米国の輸入におけるセンシティブティを考慮しつつ」との文言が付されている。

これらの要求はいずれも TPP 交渉時と同様である。再製造品については、TPP にはその輸入制限を禁じる規定が盛り込まれている (第 2.11 条)。繊維・衣類については、米国は TPP 交渉において、国内産業保護のため厳しい原産地規則 (3 工程基準) を要求したことはよく知られている。また、日本は TPP において、繊維・衣類につき、一部製品で長期段階的としつつもすべての製品の関税撤廃を約束している。

工業製品についてはあと 2 点、注目すべき記述がある。ひとつは、「規制の適合性 (regulatory compatibility) 向上に関する約束の確保」であり、その対象として、医薬品、医療機器、化粧品、情報通信技術機器、自動車、化学品が例示されている。規制の適合性向上は、NAFTA 交渉目的にも記載があり、TPP には「規制の整合性 (Regulatory Coherence)」章 (第 25 章) が盛り込まれている。また、例示されている分野も NAFTA 交渉目的と同じであるが、米国が「外国貿易障壁報告」<sup>10</sup>等で日本の措置を問題視しているものでもある (次頁図表 2)。TPP では、「貿易の技術的障害」章 (第 8 章) に「情報通信技術産品」(附属書 8-B)、「医薬品」(同 8-C)、「化粧品」(同 8-D)、「医療機器」(同 8-E) 等の附属書が設けられている。この点につき、米国がこれまで以上の要求を日本に突き付けてくるのか、注意が必要だろう。

もうひとつは、自動車に関するもので、NAFTA 交渉目的にはないものである<sup>11</sup>。自動車については、「公正でより衡平な貿易 (fair and more equitable trade) とするために必要な追加的条項を確保する」とされ、それには「非関税障壁に対処するための条項」や「米国における生産や雇用の増大のための条項」を含むとされている。米国は、対日貿易赤字の最大の要因となっている自動車貿易にお

<sup>9</sup> 対 EU 貿易交渉目的においても、同じ 3 点が目的として掲げられている (注 5 に同じ、1 頁)。

<sup>10</sup> USTR, *2018 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers*, pp.274-276.

<sup>11</sup> 対 EU 貿易交渉目的にもこの「自動車」に関する記述はなく、これ以外の 4 点が記載されている。ただし、「規制の適合性」に関しては、対日貿易交渉目的及び NAFTA 交渉目的に記載されていた対象分野の例示が記載されていない (注 5 に同じ、1 頁)。

る赤字削減を重視しており、そのための特別の規定を盛り込むとしている。TPP における日米合意(附属書 2-D 付録 D-1) や、TPP 交渉とともに行われた日米並行交渉における合意(サイドレター)<sup>12</sup>には、「非関税障壁に対処するための条項」<sup>13</sup>等が含まれており、今後の日米交渉で米国は、これらの合意に新たな要求を加えて日本に求めてくることが想定される。「米国における生産や雇用の増大のため

図表 2 米国の 2018 年版「外国貿易障壁報告」における日本部分概要

記載事項		概要
技術的障壁(TBT)	加工食品の原料原産地表示制度案	同制度の実施により、輸入原料の使用が抑制されるおそれ
衛生植物検疫措置(SPS)	牛肉・同製品	輸入月齢制限の撤廃を求める
	羊肉・同製品	輸入禁止措置の撤廃を求める
	食品添加物	同規制が米国からの食品輸入を制限
	収穫前・後防かび剤	同規制・表示義務が米国産品に影響
	残留農薬基準	承認手続きが長期間に及び、違反時検査対象が過大
	ポテトチップス用馬鈴薯	規制緩和後も輸入期間等の規制残存
輸入政策	コメ輸入制度	高度に規制された不透明な輸入・販売制度が消費者への販売を抑制
	小麦輸入制度	国家貿易による高価格が消費を抑制
	豚肉輸入制度	差額関税制度の適用を指摘
	牛肉セーフガード	2017年度に冷凍牛肉につき発動
	水産物	関税・規制・輸入割当が輸入障壁に
	柑橘類・乳製品・加工食品及びその他農産物への高関税	日本国内で生産されている農産物・食品に高関税賦課
	木材・建築資材	国産資材を優遇する補助金を維持
	皮革・履物	関税割当を維持
	税関手続	同手続の迅速化・簡素化を求める
サービス障壁	日本郵政	日本郵政傘下会社と民間企業との対等な競争条件の確保
	保険	かんぽ生命、共済、銀行窓販につき記載
	その他金融サービス	ノーアクション・レター制度の強化等による透明性向上
	電気通信	支配的事業者規制、周波数割当につき記載
	情報技術・デジタル貿易	医療ITの活用、改正個人情報保護法の履行
	法務サービス	外国法事務弁護士に関する規制緩和を求める
	教育サービス	外国大学日本校への税減免等を求める
知的財産権保護	デジタル環境での権利保護強化、地理的表示保護が米製品の市場参入を不当に制限することの回避等を求める	
政府調達	入札の透明性確保等を求める	
投資障壁	対内直接投資の少なさ・困難さを指摘	
反競争的慣行	独占禁止の遵守・抑止の改善	刑事告発が少なく、刑事罰も弱いと指摘
	公取委の公正性・透明性向上	立入検査等の手続的公正性向上や秘密保持特権に関する日本国内の議論に言及
その他の分野別障壁	透明性	諮問機関(審議会)、パブリックコメントにつき記載
	商法	越境M&Aの障壁除去、企業統治の改善等を求める
	自動車	基準・規格、流通・サービスネットワーク構築阻害等を非関税障壁と指摘
	医療機器・医薬品	予見可能な償還制度の履行等を求める
	栄養補助食品	高関税等の障壁残存。特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品の制度の問題点指摘
	化粧品・医薬部外品	承認手続きの迅速化・改善を求める
	航空宇宙	米製防衛装備調達増を評価、羽田空港の発着枠増に関心

(資料) USTR, 2018 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers, pp. 263-276 より、みずほ総合研究所作成

<sup>12</sup> 内閣官房 TPP 等政府対策本部「日米並行交渉に関する文書『イ 自動車の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡』、『ロ 自動車の基準に関する日本側書簡』」。

<sup>13</sup> 例えば、TPP では日米並行交渉に関するサイドレターにおいて、米国の基準が日本の基準と同等以上である場合は、当該米国基準に適合している自動車は日本基準に適合しているとみなすとされ、前面衝突等の 7 つの基準が認められている(前注「自動車の基準に関する日本側書簡」)。

の条項」は、日米共同声明を踏襲した文言であるが、これが厳格な原産地規則や事実上の対日輸入数量規制の要求、貿易協定の枠外も含めた日本企業による対米投資の増大等の要求につながっていくことが懸念される。USMCA では、米国の自動車・同部品輸入につき、一定の数量・金額を超えた分に MFN（最恵国待遇）税率を超えた関税を課す場合を想定した、事実上の数量規制といわれる措置に関するサイドレターが米墨間、米加間でそれぞれ交わされている<sup>14</sup>。日本にも同様の要求があることは十分に考えられる。

## （２）農産品

続く農産品についても、工業製品同様 5 点の記述がある。第一に掲げられているのは、「関税の削減及び撤廃による包括的な市場アクセス（comprehensive market access）の確保」である。これは、工業製品と比べると、関税の「削減」が含まれていることや、「無関税（duty-free）」の文言が除かれているといった差異がみられる。これは、工業製品とは異なり、日本の農産品のすべての品目で関税撤廃を求めるようなことはしないという米国の姿勢を示したものといえるだろう。ただし、日米共同声明で「農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること」という日本の立場を米国が尊重するとしたことについての言及はない。TPP における農林水産品の関税撤廃率は、日本はこれまでの EPA（経済連携協定）で最も高い 82.3%（関税品目数基準、HS2012）、米国は 99.2%（同）となっている<sup>15</sup>。

2 点目は、米国の「守り」に関するものであり、米国の重要品目の関税削減について「合理的な調整期間を設ける」とされている。NAFTA 交渉目的にも同旨の文言がある。

3 点目は、「米国の市場アクセス機会を不当に減少させ、または、米国の損害となるように農産品市場を歪曲する慣行を廃止する」として、その慣行の例として、①差別的な非関税障壁、②国家貿易企業等による不公正・貿易歪曲的行為、特に、内部補助、価格差別、価格引き下げ、③関税割当の運営における制限的ルール、の 3 点を挙げている。NAFTA 交渉目的にも類似した記述があるが、米国は日本のコメや小麦等の一部農産品の輸入制度を問題視しており<sup>16</sup>、これらの制度及びその運営方法が「農産品市場を歪曲する慣行」として交渉対象となる可能性がある。

4 点目は、「規制の適合性向上の促進」である。工業製品で「規制の適合性向上に関する約束の確保」とされていたのに比べると、やや弱い書きぶりではあるが、米国が農産品についても規制面での協力を含めた要求をしてくるのは間違いないだろう（次節参照）。NAFTA 交渉目的にも同旨の文言がある。

5 点目は、「農業バイオテクノロジーを通じて開発された製品の貿易に関する個別の約束の確立」であり、その約束には、透明性、微量混入問題の扱い、農業バイオテクノロジーに関する情報交換メカニズム及び協力強化、が含まれるとされている。TPP では、「現代のバイオテクノロジー（modern

<sup>14</sup> USTR, 'MX-US Side Letter on 232' and 'Side Letter Text on 232 CA-US Response'.

<sup>15</sup> 農林水産省「TPP における農林水産物関税の最終結果」2017 年 11 月 11 日。

<sup>16</sup> 注 10 に同じ、265-266 頁。対 EU 貿易交渉目的には、対日貿易交渉目的と同じ 5 点の記述があるが、この 3 点目の②のみ記載がない（注 5 に同じ、1-2 頁）。この点からも、米国は日本の②の点につき問題視していることがうかがわれる。



biotechnology)による生産品の貿易」として、主に遺伝子組換え作物の貿易を想定した規定があり(第2.27条)、対日貿易交渉目的で例示された項目を含んだものとなっている。これと同旨の項目がNAFTA交渉目的にもあり<sup>17</sup>、USMCAでは第3章「農業」に「農業バイオテクノロジー(Agricultural Biotechnology)」(第B節)が設けられた。USMCAの「農業バイオテクノロジー」の定義(第3.12条)はTPPの「現代のバイオテクノロジー」の定義(第2.19条)より広義となっている。また、TPP(第2.27条第1項)が「現代のバイオテクノロジー」の透明性や情報共有・協力を重視していたのに対し、USMCA(第3.14条第1項)では農業イノベーションの促進や農業バイオテクノロジー製品貿易の円滑化により重点が置かれている。今回の交渉で米国は、TPPを上回る内容となっているUSMCAと同様の規定を日本に求めてくることが想定される。ただし、TPP(第2.27条第3項)もUSMCA(第3.14条第2項)も、締約国に対して農業バイオテクノロジー製品の認可を義務付けるといった、国内規制の変更を求める内容とはなっていない。

## 2. 衛生植物検疫措置(SPS)

SPSについて米国は、米国の農産品輸出が不当に妨げられることのないよう、強制力があり強固なルールを求めている。そのために、科学的根拠に基づく措置、良き規制慣行、危険性分析等を求めている<sup>18</sup>。また、これらはWTO協定上の権利・義務に基づくものであり、「各国は、その国際的義務に整合的な方法で、食品の安全性と動植物の健康を保護するのに適切であると信じる保護の水準を自ら設定することができる」ことを明記している。

本項目の記載は、いずれもNAFTA交渉目的とほぼ同一の文言となっている<sup>19</sup>。USMCAのSPSに関する規定(第9章)は、TPPの規定(第7章)を踏襲したものとなっているが、よりSPSが貿易の妨げにならないようにすることに配慮した内容となっている<sup>20</sup>。

2018年版外国貿易障壁報告で米国は、米国産牛肉輸入に関する月齢制限<sup>21</sup>、米国産羊肉製品の輸入禁止<sup>22</sup>、食品添加物規制、収穫前及び収穫後の防かび剤規制、残留農薬規制、ポテトチップス用馬鈴薯に関する規制を日本のSPS上の問題点として指摘している<sup>23</sup>。TPPでは、「収穫後の防かび剤」や

<sup>17</sup> 7月版には記載がなかったが、11月版で追加されている。

<sup>18</sup> 例示されているのは、科学的根拠に基づく措置、良き規制慣行、輸入検査、措置の同等、地域的な状況に対応した調整、証明、危険性分析の7点である。このうち、良き規制慣行を除くものはTPPの第7章(SPS)に該当する規定がある。

<sup>19</sup> 対EU貿易交渉目的には、「国際基準の採用のさらなる促進」等、対日貿易交渉目的及びNAFTA交渉目的にはなかった点が追加されている(注5に同じ、2-3頁)。

<sup>20</sup> 例えば、USMCAのSPS章の目的(第9.3条)には、TPP(第7.2条)で掲げられたものに、「適合性の強化」と「科学に基づく意思決定の推進」の2点が追加されている。

<sup>21</sup> 内閣府食品安全委員会は2018年11月28日に、同委員会プリオン専門調査会による「米国、カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を『条件無し』としたとしても、人へのリスクは無視できる。」との評価結果につき、同年12月27日までのパブリック・コメントに付した(内閣府食品安全委員会事務局「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集について」2018年11月28日)。

<sup>22</sup> 日米両国間の合意により、輸入再開が決定したことを2018年7月12日にソニー・パーデュー米農務長官が公表している(農畜産業振興機構調査情報部「米国産めん羊・山羊肉の日本向け輸出が再開」2018年7月25日)。

<sup>23</sup> 注10に同じ、263-265頁。

「食品添加物」に関するサイドレターが日米間で交わされている<sup>24</sup>。これらについては、日米経済対話の場でも取り上げられており、今後の交渉においても議題になるとみられる。

### 3. 税関・貿易円滑化及び原産地規則

#### (1) 税関・貿易円滑化

税関・貿易円滑化については、手続の透明性の確保、迅速な通関、輸出入手続の自動化・電子化、より相互主義的な非課税基準額<sup>25</sup>等、NAFTA 交渉目的とほぼ同内容の目的が記載されている<sup>26</sup>。ただし、USMCA の「税関・貿易円滑化」章（第 7 章）は、TPP（第 5 章）の規定を踏襲しつつも、より迅速な通関を目指す規定となっている<sup>27</sup>。今後の交渉では、USMCA を土台とした交渉が求められるとみられる。

#### (2) 原産地規則

原産地規則については、USMCA においても自動車・同部品を中心にこれまでになく厳格な原産地基準が設けられたが、日米交渉においても、制度設計は異なるとしても<sup>28</sup>、自動車・同部品を中心にかなり厳格な原産地基準を設けるよう米国は求めてくるとみられる。

対日貿易交渉目的では、「協定の利益が米国及び日本で真に製造された製品にもたらされるような原産地規則を作成する」、「原産地規則が日米両国、特に米国の生産を奨励するよう確保する」<sup>29</sup>との目的が明記されている。

原産地規則では、例えば、付加価値基準における閾値（域内原産割合）を高く設定し、協定締約国内での調達比率を高めることを企図するものが少なからずみられる。しかし、その場合でも、通常は特定の締約国における調達比率を高めることを規定することはない。特定の締約国が輸入国である場

<sup>24</sup> 内閣官房 TPP 等政府対策本部「保険等の非関税措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の書簡」30-31 頁。

<sup>25</sup> 関税・消費税が課税されない上限額（非課税基準額（de minimis shipment value））は、米国が 800 ドルであるのに対して、日本は 1 万円となっている。TPP にはこれに関する規定はない。USMCA では、急送貨物につき規定があるが、米国が 800 ドルであるに対し、メキシコが関税につき 117 ドル、消費税につき 50 ドル、カナダが関税につき 150 カナダ・ドル、消費税につき 40 カナダ・ドルとなっており、3 カ国一律の額とはなっていない（第 7.8 条第 1 項 (f)）。ただし、他の締約国の非課税基準額が自国より低い場合、締約国は当該他の締約国に対して同額を引き下げて「相互主義的な金額」を課すことができるとの注が付されている。2018 年版外国貿易障壁報告で米国は、日本に非課税基準額の引き上げを求めている（注 10 に同じ、267 頁）。

<sup>26</sup> NAFTA 交渉目的にはない「関税回避（duty evasion）を防止し、税関犯罪と闘うための対日協力を促進する」との目的が追加されている。対 EU 貿易交渉目的は、この点も含め、対日貿易交渉目的と同内容となっている（注 5 に同じ、3 頁）。

<sup>27</sup> 例えば、急送貨物につき、TPP（第 5.7 条第 1 項(d)）は「急送貨物が到着していることを条件として、必要な税関書類の提出の後 6 時間以内に当該急送貨物の引取りの許可を行う」とされているが、USMCA（第 7.8 条第 1 項(d)）は「必要なすべての書類及びデータが提出されていることを条件として、到着後直ちに当該急送貨物の引取りの許可を行う」とされている。

<sup>28</sup> USMCA の場合、米国とカナダ及びメキシコが隣接していること、米国とメキシコ間の賃金格差が大きいこと、等に起因する基準が設けられているが、日米間では事情が異なる。

<sup>29</sup> NAFTA 交渉目的では、7 月版で「原産地規則が米国と北米からの製品・材料の調達を奨励するよう確保する」となっていたものが、11 月版では「原産地規則が北米、特に米国の生産を奨励するよう確保する」と変更されており、対日貿易交渉目的はこれを踏襲する内容となっている。対 EU 貿易交渉目的は対日貿易交渉目的と同じ文言になっている（注 5 に同じ、4 頁）。

合、そのような規定を満たすには、輸出締約国は輸入締約国から多くの部品・材料を調達して自国で最終製品とし、再度当該輸入締約国に輸出しなければならなくなる。NAFTA 見直し交渉において、米国は一時「米国原産割合」の導入を主張したが、後に撤回している<sup>30</sup>。たとえ関税が撤廃されたとしても、当該品目の原産地規則が輸出締約国が満たせないほどに厳格なものとなれば、その関税撤廃は無意味である。今後の交渉において、米国が「特に米国の生産を奨励する」ような原産地規則としてどのような基準を要求してくるのか、注意を要する。

#### 4. 貿易の技術的障害 (TBT)

TBT に関しては、米国の輸出が日本の強制規格、任意規格及び適合性評価手続によって不当に妨げられることを防ぐことを目的として、これら規格・手続の立案、制定及び適用における透明性の確保、規格等策定時の他国の利害関係者によるパブリック・コメントの機会の提供、適合性評価機関の無条件かつ無制限の内国民待遇の確保、相互承認取り決めを含む国際的な適合性評価システムの使用の奨励等が求められている。その内容は NAFTA 交渉目的とほぼ変わらない。

USMCA の「TBT」章 (第 11 章) は、TPP (第 8 章) を基本的に踏襲しつつも、強制規格 (Technical Regulations) が貿易における不必要な障害となることを避けるための新たな条項 (第 11.5 条) を設ける等、追加的内容を含んでいる。今後の交渉では、TPP 及び USMCA をベースに議論が行われるとみられる<sup>31</sup>。2018 年版外国貿易障壁報告では、他国に対してと同様に、日本に対しても原料原産地表示制度 (Country of Origin Labeling Requirements: COOL) が米国の輸出に不利益をもたらす可能性があることに懸念を示している<sup>32</sup>。

#### 5. 良き規制慣行

良き規制慣行 (Good Regulatory Practices) は、市場アクセスを円滑にし、日米間の規制の適合性を向上させるための約束を得ることを目的とし、SPS や TBT で述べられていた内容を規制一般に拡大している。すなわち、規制の策定・実施・見直しにおける透明性及び説明責任の確保、規制策定時のパブリック・コメントの機会の提供、規制が根拠に基づき、不必要に過剰となることを回避するための影響評価の利用促進等を求めている。これも NAFTA 交渉目的とほぼ同内容となっている<sup>33</sup>。

TPP には「規制の整合性 (Regulatory Coherence)」章 (第 25 章) が設けられているが、USMCA の「良き規制慣行」章 (第 28 章) には、「遡及的レビュー (Retrospective Review)」(第 28.13 条) 等、TPP にはない内容が含まれている。また、TPP では同章は紛争解決手続 (第 28 章) の対象外であるが (第 25.11 条)、USMCA では本章は条件付きながらも紛争解決手続 (第 31 章) の対象とされている (第 28.20 条)。

<sup>30</sup> 代わりに賃金条項等が導入された。この点については、みずほ総合研究所「米国第一主義と通商問題」『緊急レポート』2018年4月25日、24頁等を参照。

<sup>31</sup> TPP では、TBT に関し、日米間で作業部会を設置するとのサイドレターが交わされている (注 24 に同じ、19-20 頁)。

<sup>32</sup> 注 10 に同じ、263 頁。

<sup>33</sup> NAFTA 交渉目的 11 月版では、7 月版の「透明性」が「良き規制慣行」と同一項目に統合されている。注 6 参照。

## 6. 透明性・公表・行政措置

ここでは、貿易・投資に影響を与える法律や規制、行政措置等の速やかな公表、それらの採用・決定前のパブリック・コメントの機会の提供、最終的な行政措置のレビューや是正のためのメカニズムの確立・維持が求められており、「良き規制慣行」と一部重複した内容となっている。

TPPの透明性に関する規定（第26章第B節）とUSMCAの当該規定（第29章）は、ほぼ同様の内容となっている。

2018年版外国貿易障壁報告で米国は、規制・政策の立案に重要な役割を果たしている審議会等の組織の組成・運営の透明性向上、パブリック・コメント手続の改善を日本に対して求めている<sup>34</sup>。この点に関し、TPPにおいて両国の諮問組織の透明性の確保に関するサイドレターが交わされている<sup>35</sup>。

## 7. サービス貿易（電気通信及び金融サービスを含む）

### （1） サービス貿易一般

サービス貿易一般につき、「公正で開かれた状態」を確保することを目的とし、そのために外国サービス供給者への差別、サービス供給者の数の制限、越境サービス供給者への現地拠点設置要求の3点を禁じる規定を求めている。また、配送サービスを含む分野別規律の策定、例外のネガティブ・リスト方式に基づく最小化、海運サービスに関する例外（非適合措置）の維持、日本の規制手続の透明性及び予見可能性の向上が掲げられている。いずれもNAFTA交渉目的と同様である。

TPPの「国境を越えるサービスの貿易」章（第10章）は、これらの点について対応している。米国は、通商交渉においては常に海運サービスに関して例外的扱いを求めており、これはTPPにおいても同様であった<sup>36</sup>。また、同章には、自由職業サービス（附属書10-A）と急送便サービス（附属書10-B）に関する分野別規律を定めた附属書が付されている。USMCA（第15章）にも、自由職業サービス（附属書15-C）<sup>37</sup>と配送サービス（附属書15-A）に関する分野別規律が設けられている。

2018年版外国貿易障壁報告で米国は、日本に対して法律サービス市場のさらなる自由化を求め、教育サービスにおいて米大学の日本校が学校法人として認められないことへの不満を示している。また、急送便サービスにつき、日本郵便との対等な競争条件の確保を求めており<sup>38</sup>、TPPにおいてこの点に関するサイドレターが交わされている<sup>39</sup>。

---

<sup>34</sup> 注10に同じ、273頁。

<sup>35</sup> 注24に同じ、10-13頁。

<sup>36</sup> 1920年商船法（ジョーンズ法）に基づく非適合措置等。詳細は、経済産業省通商政策局編「2017年版不正貿易報告書」67頁及び81-82頁参照。

<sup>37</sup> 同附属書には、相互承認に関するガイドライン（法的拘束力を有さない）が付されている（付録1）。

<sup>38</sup> 注10に同じ、267頁及び270-271頁。

<sup>39</sup> 注24に同じ、28-29頁。

## (2) 電気通信

電気通信に関しては、①透明性のある規制及び独立した規制当局<sup>40</sup>を通じた市場参入の円滑化による電気通信サービスの競争的供給の促進、②相互接続、物理的設備及び希少資源<sup>41</sup>へのアクセスによる電気通信サービス供給者への合理的なネットワーク・アクセスの提供の確保、③電気通信サービス供給者による技術の選択の保護、の3点が記載されており、NAFTA 交渉目的と同一の文言となっている。これらについても、基本的には TPP の「電気通信」章（第 13 章）が対応している。USMCA（第 18 章）も基本的には TPP の規定を踏襲したものとなっている<sup>42</sup>。

## (3) 金融サービス

金融サービスについては、①米国の金融サービス提供者がより公正でより開かれた金融サービス貿易の状態を獲得するため、競争的な市場機会を拡大する、②日米両国のそれぞれの金融サービス規制手続における透明性及び予測可能性を改善し、金融規制措置が衡平な方法で運用されることを確保する、③越境データ移転の制限やコンピュータ関連設備の設置・利用要求を禁ずる最先端の約束を含める、の3点が記載されている。

このうち、注目されるのは③である。TPP においては、「電子商取引」章（第 14 章）において、越境データ移転の自由（第 14.11 条）とコンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止（第 14.13 条）が規定されているが、金融サービスは両規定の対象外となっている（第 14.1 条(c)但書）。この点につき、米国の金融業界から不満の声が上がっていたため、NAFTA 交渉目的に金融サービスにも両規定を適用することが明記された。USMCA では、「金融サービス」章（第 17 章）に両規定が置かれ（第 17.17 条及び第 17.18 条）、金融サービスも両規定の対象となった。対日貿易交渉目的は、この USMCA に盛り込まれた「最先端の約束」を日本との協定にも盛り込むよう求めている<sup>43</sup>。

2018 年版外国貿易障壁報告で米国は、株式会社かんぽ生命保険と他の民間企業との対等な競争条件の確保や共済の規制監督における透明性の向上等を求めている<sup>44</sup>。TPP においては、株式会社かんぽ生命保険の保険販売に関するサイドレターが日米間で交わされている<sup>45</sup>。

## 8. 物品・サービスのデジタル貿易及び越境データ移転

デジタル貿易に関しては、①デジタル・プロダクトへの関税不賦課、②電子的に送信されるデジタル・プロダクトの無差別待遇、③越境データ移転の制限やコンピュータ関連設備の設置・利用要求を禁ずる最先端の約束の確立、④ソースコード及びアルゴリズムの政府による開示要求を禁止する規定

<sup>40</sup> 対 EU 貿易交渉目的では、「独立した規制当局」に代わり「支配的事業者に対する競争的セーフガード」となっている（注 5 に同じ、6 頁）。日本に対しても、2018 年版外国貿易障壁報告には「電気通信」において「支配的事業者規制」に関する記載がある（注 10 に同じ、269 頁）。

<sup>41</sup> TPP においては、周波数、番号及び線路敷設権を含むものとされている（第 13.19 条第 1 項）。

<sup>42</sup> USMCA では、付加価値電気通信サービスが対象であることが明示されている点が TPP と異なっている。

<sup>43</sup> 対 EU 貿易交渉目的にも同一文言がある（注 5 に同じ、6 頁）。

<sup>44</sup> 注 10 に同じ、267-269 頁。

<sup>45</sup> 注 24 に同じ、3-9 頁。

の導入、⑤第三者のコンテンツに対するオンライン・プラットフォームの知的財産権以外の民事責任を制限するルールの確立、の5点が求められており、いずれもNAFTA交渉目的と同様である。

TPPの「電子商取引」章（第14章）は、このうち①から③につき規定している。①電子的に送信されるデジタル・プロダクトに対する関税不賦課は、WTOにおいて、いわゆる「関税不賦課のモラトリアム」として、第2回閣僚会議（1998年5月）から継続され、直近では第11回閣僚会議（2017年12月）に次回閣僚会議（2020年6月）までの継続が決定されている。したがって、現在はWTO加盟国間の電子的送信に対して関税は課されていないが、これは時限的なモラトリアムでしかない。TPPでは、電子的送信に対する関税不賦課を恒久的措置として規定している（第14.3条）。

②デジタル・プロダクトに対する無差別待遇については、TPPにおいて内国民待遇及び最恵国待遇が規定されている（第14.4条）。また、③についてTPPは、越境データ移転の自由（第14.11条）、コンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止（第14.13条）を規定している<sup>46</sup>。

④については、ソースコードについてはTPPにも規定があるが（第14.17条）、本項ではこれにアルゴリズムが明示的に追加されている。USMCAでは、TPPと同様の規定にソースコードとともにアルゴリズムを明記している（第19.16条）。

⑤については、TPPの電子商取引章に規定はない<sup>47</sup>。USMCAには、これに該当するとみられる「インタラクティブ・コンピュータ・サービス（Interactive Computer Services）」（第19.17条）がある。

また、USMCAでは、政府が保有する情報の公開（Open Government Data）に関する規定（第19.18条）等、TPPにはみられない規定がある。このように、USMCAの「デジタル貿易」章（第19章）は、TPPの「電子商取引」章を踏襲しつつ、それを上回る規定をいくつか有している。よって、デジタル貿易に関して米国は、USMCAを土台とした交渉を日本に求めてくるとみられる。

## 9. 投資

投資については、①米国において日本投資家が米国内投資家を上回る実質的権利を付与されないようにする一方、日本において米国投資家に米国の法原則・慣行に整合的な重要な権利を確保する、②日本のすべての分野において米国の投資に対する障壁を削減・撤廃する、の2点のみが記されている<sup>48</sup>。

NAFTA交渉目的では、この2点に続き、②の具体的要素と投資紛争解決に関する事項が記されている。②の具体的要素としては、内国民待遇及び最恵国待遇、投資関連資本の移動の自由、技術の強制移転等を含むパフォーマンス要求の禁止、迅速で適切かつ効果的な補償のない収用の禁止、慣習国際法における待遇の最低基準、の5点が挙げられている。いずれもTPPや投資協定で一般的な原則として規定されているものである。

投資紛争解決については、対日貿易交渉目的には①の点以外に言及はないが、「投資家対国家の紛

<sup>46</sup> 前節（3）参照。

<sup>47</sup> 知的財産については、「知的財産」章（第18章）に「インターネット・サービス・プロバイダ」（第J節）が設けられている。

<sup>48</sup> 対EU貿易交渉目的も同様である（注5に同じ、7頁）。

争解決手続（ISDS）」の扱いが問題となり得る。TPPの「投資」章（第9章）には米国が主導する形でISDS規定が導入されたが、USMCAの「投資」章（第14章）には米加間ではISDS規定が盛り込まれず、米墨間のISDS規定は対象等を制限したものとなっている<sup>49</sup>。①の点も含め、今後の日米交渉において、米国がISDS規定について日本に対してどのような要求をしてくるのか、現時点では必ずしも明らかではない。

個別分野についての言及はないが、2018年版外国貿易障壁報告では、日本の対内直接投資受入額（GDP比）の少なさを指摘し、特に、インバウンドM&Aが困難であることを問題視している<sup>50</sup>。TPPでは、「投資・企業等の合併及び買収」に関する日米間のサイドレターが交わされ、コーポレート・ガバナンス、買収に対する防衛、（対内直接投資を促進する）規制改革につき言及されている<sup>51</sup>。

## 10. 知的財産

知的財産に関しては、「知的財産権の適切かつ効果的な保護の促進」を目的に掲げ、①国際条約の批准・加入、②商標、特許、著作権及び関連する権利、非公表試験データ及び他のデータ及び企業秘密等に関する米国法と同様の保護水準の規定の追求、③新技術の強力な保護及び執行、④サイバー窃盗や海賊行為を含む知的財産権侵害への政府の関与の抑止・廃止、④公正・衡平かつ無差別の市場アクセス機会の確保、⑤「貿易関連知的所有権協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関する宣言」（2001年11月14日、第4回WTO閣僚会議（ドーハ・カタル）で採択）の尊重と医薬品へのアクセス等の確保、⑥地理的表示（GI）の保護・認証制度の不適当な利用による米製品の市場アクセスの逸失の抑止等、具体的要素を列挙している。これらは、NAFTA交渉目的とほぼ同一文言となっている。

対日貿易交渉目的で上げられた点の多くについては、TPPの「知的財産」章（第18章）で基本的に対応しているが、米国は日米交渉でTPPを上回る要求をしてくることも想定される。2018年版外国貿易障壁報告では、デジタル環境における知的財産権保護の強化等を求めている。また、地理的表示については、日EU・EPAの合意に伴い、日本における地理的表示の保護が強化されたことが、米製品に悪影響を与えないよう求めている<sup>52</sup>。

USMCAの「知的財産」章（第20章）はTPPの「知的財産」章を踏襲しつつ、一部でこれを上回る規定を置いている。例えば、TPP交渉の最終局面で最大の争点のひとつとなったバイオ医薬品（生物製剤）のデータ保護期間については、TPPでは実質8年とすることで合意されたが（第18.51条）、これを不満とする米製薬業界の声を受け、USMCAでは10年とされている（第20.49条）。米国がUSMCAの規定と同様の内容を日本に求めてきた場合、日本はそれを受け入れるには国内法・規制の改正が必要となることも考えられる。

<sup>49</sup> ISDS 規定については、日本と EU の間の投資協定交渉で、ISDS 規定の採用を主張する日本と、ISDS に代わり投資裁判所（ICS）制度の導入を主張する EU の間の意見の隔たりが埋まらない状況が続いている。この点につき、菅原淳一「日 EU・EPA の署名」『みずほインサイト』（みずほ総合研究所、2018年7月18日）参照。

<sup>50</sup> 注 10 に同じ、272-274 頁。

<sup>51</sup> 注 24 に同じ、14-16 頁。

<sup>52</sup> 注 10 に同じ、271-272 頁。

## 11. 医薬品・医療機器の手続的公正性

医薬品・医療機器につき、米国は「政府規制による償還制度（government regulatory reimbursement regimes）が透明で、手続が公正で、無差別で、米製品に完全な市場アクセスを与えることを確保する基準を求める」ことを目的としている。NAFTA交渉目的にも同様の文言がある。

TPPでは、「透明性及び腐敗行為の防止」章（第26章）の附属書として「医薬品及び医療機器に関する透明性及び手続の公正な実施」（附属書26-A）が設けられている。USMCAでは、「公表と行政措置」章（第29章）にTPPの附属書と同名の節（第B節）があり、その内容もTPPの附属書と変わらない。

2018年版外国貿易障壁報告では、2017年に実施された日本の償還制度改革を「これまでの進展からの後退」と評し、日本政府に対して「予測可能かつ安定的な償還政策の実施」を求め続けるとしている<sup>53</sup>。

## 12. 国有・国営企業

ここでは、①国有企業は、物品・サービスの購入・販売において無差別待遇を与え、商業的考慮に従って行動すること、②WTO補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）の規律を上回る強力な補助金規律を国有企業に適用すること、③国有企業が補助金供与によって他の締約国に損害を与えないこと、④補助金を供与された国有企業の投資を通じて国有企業が他の締約国の国内産業に損害を与えないこと、⑤国有企業、指定独占企業及び民間企業への公平な規制を確保すること、⑥外国国有企業の商業的活動に関する司法管轄権を与えること（主権免除の制限）等が目的として定められている。これらは、NAFTA交渉目的とほぼ同一の文言となっている。

本項目で掲げられた点の多くは、TPPの「国有企業」章（第17章）で規定されているが、一部追加的な規律を求めるものになっている。USMCAは、TPPの規定を踏襲しつつ、「国有企業」の定義（USMCA第22.1条、TPP第17.1条）や協定の適用範囲（USMCA第22.2条、TPP第17.2条）がTPPよりも広い、国有企業への非商業的援助に関する規律がより厳格になっている（USMCA第22.6条、TPP第17.6条）等、TPPを上回る規定を含んでいる。今後の日米交渉で米国は、USMCAを土台とした規律を日本に求めてくるとみられる。

## 13. 競争政策

競争政策については、①反競争的事業行為を禁じ、詐欺的・欺瞞的商業行為・慣行から消費者を保護するルールを維持・履行し、当該ルールの透明性を確保する、②競争法の執行における手続の公正な実施のための基本的ルールを確立・確認する、③競争法違反に対する課徴金の計算において、締約国はその領域あるいは商取引に関連する収入あるいは利益を考慮する、④締約国の領域外での行為に関連する是正措置を締約国の領域と適切な関連性がある状況に限定する、⑤競争及び消費者保護の執

---

<sup>53</sup> 注10に同じ、274-275頁。



行に関連する問題に関する当局間の協力を促進する、の5点が目的とされている。これらは、NAFTA交渉目的と同一文言となっている。

TPPの「競争政策」章（第16章）には③や④に直接対応する規定はない一方、USMCAの「競争政策」章（第21章）はこれらすべての点に対応している。米国が、USMCAでカナダ・メキシコに求めたのと同様のことを日本に求めてくることが想定される。

2018年版外国貿易障壁報告で米国は、独占禁止法の執行強化や公正取引委員会の手続の公正性や透明性の向上を日本に求めている<sup>54</sup>。TPPでは、「競争政策・手続の公正な実施」に関するサイドレターが日米間で交わされている<sup>55</sup>。

## 14. 労働

労働については、①国際労働機関（ILO）宣言<sup>56</sup>で認められているように、国際的に認められた中核的労働基準<sup>57</sup>を自国の法律・慣行において採用・維持すること、②最低賃金、労働時間並びに職業上の安全及び健康に関する受け入れ可能な労働条件を規律する法律を有すること、③締約国間の貿易または投資に影響を及ぼす態様により、国際的に認められた中核的労働基準を履行する自国の労働法を免除あるいは逸脱する措置をとらないとするルールを確保すること、④強制労働によって生産された製品の輸入を禁じる措置をとること、⑤外国人労働者を自国の労働法で保護すること、⑥公正、衡平かつ透明な行政・司法手続へのアクセスを与えること、⑦これらの労働に関する義務が協定の紛争解決手続の対象となること、⑧利害関係者の参加のための手段を確立すること、等を締約国に求めるとしている。⑤を除き、NAFTA交渉目的と同内容である<sup>58</sup>。

TPPの「労働」章（第19章）は、おおよそこれらの点に対応しており、USMCAの「労働」章（第23章）も基本的にTPPの規定を踏襲している。ただし、USMCAには、「労働者に対する暴力」（第23.7条）、「移住労働者」（第23.8条）等のTPPにはない規定がみられる。

## 15. 環境

環境については、①協定の紛争解決手続の対象となる強力で強制力のある環境上の義務を確保すること、②貿易投資の奨励を目的とした、自国の環境法で与えられている保護を免除あるいは逸脱する措置をとらないとするルールを確立すること、③ワシントン条約（CITES）を含む日米両国が締約国

<sup>54</sup> 注10に同じ、272-273頁。

<sup>55</sup> 注24に同じ、25-27頁。

<sup>56</sup> TPP（第19.1条）及びUSMCA（第23.1条）において、「ILO宣言」は「ILOの1998年の労働における基本的な原則及び権利に関する宣言及びその実施についての措置」とされている。

<sup>57</sup> 結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認、あらゆる形態の強制労働の撤廃、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業に関する差別の撤廃を含むとされている。

<sup>58</sup> 対日貿易交渉目的において⑥が追加された理由は定かではないが、後述のように、USMCAには「移住労働者」（第23.8条）の規定があり、ここにおいて自国民か外国人かに関わらず、移住労働者を自国の労働法で保護すべきことが規定されており、これを交渉目的として明記したものと考えられる。対EU貿易交渉目的は⑤を含み、すべて対日貿易交渉目的と同内容となっている。ただし、米国は日本の技能実習制度等かねて問題視している（US Department of State, *Trafficking in Persons Report*, and *Country Reports on Human Rights Practices* 各年版）。

である特定の多国間環境協定（MEAs）における義務を履行する措置を採用・維持すること、④利害関係者の参加のための手段を確立すること、⑤自国の環境法の執行のため、公正、衡平かつ透明な行政・司法手続へのアクセスを確保し、環境法違反への適切な制裁や是正措置をとること、⑥「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業」（IUU 漁業）に対処すること、⑦過剰漁獲やIUU 漁業を助長するような有害な漁業補助金を禁止すること、⑧持続可能な漁業管理並びにサメ、ウミガメ、海鳥及び鯨を含む海洋生物の長期保存を促進すること、⑨野生生物や木材の違法取引と闘うこと等を通じて動植物や生態系を保護・保存すること、⑩海洋環境への固形廃棄物の排出を減少させるための規定を含めること、等を目的としている。「労働」（前項）と相似形となっており、⑩を除いて NAFTA 交渉目的と同内容となっている<sup>59</sup>。

これらの点の多くについては、TPP の「環境」章（第 20 章）が基本的には対応している。USMCA の「環境」章（第 24 章）は、TPP の「環境」章を踏襲しつつ、「大気環境」（第 24.11 条）、「海洋ゴミ」（第 24.12 条）等の TPP にはない規定が盛り込まれている等、環境保護をより強化する内容となっている。

⑧で鯨に言及されているが<sup>60</sup>、USMCA には、「各締約国は、当該締約国が締約国となっている多国間条約で認められていない限り、商業目的での鯨（great whales）<sup>61</sup>の捕獲を禁止する。」との規定が置かれている（第 24.19 条第 2 項）。捕鯨問題は、2019 年 6 月末をもって国際捕鯨委員会（IWC・国際捕鯨取締条約等）から脱退することを決定した日本<sup>62</sup>と、国際捕鯨取締条約の寄託国でもある米国との間で、今後議論が行われることも想定されるが、それが日米貿易交渉にも何らかの影響を与える可能性がある。

## 16. 腐敗防止

米国は、ロッキード事件を契機に、1977 年に海外腐敗行為防止法を制定して以来、1999 年 2 月に発効した OECD（経済協力開発機構）における外国公務員贈賄防止条約（「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」）をはじめ、国際商取引における腐敗行為の防止に関する国際的取り組みを主導してきており<sup>63</sup>、貿易交渉の目的のひとつにも位置付けられている。

本項では、締約国に対し、「政府（公務員）の腐敗行為を犯罪とし、腐敗行為を抑止する措置を講じ、腐敗行為に関与した疑いのある者が起訴された際に適切な罰則及び執行手段を定めること」を求めている。そのために、①不正支払の発覚・追跡を容易にするため、企業に帳簿及び記録の保持を求め、②公務員の高い倫理基準を促進するための行為規範の策定等を行うこと、③不正支払の税

<sup>59</sup> 対 EU 貿易交渉目的は、⑩も含め、対日貿易交渉目的と同内容となっている（注 5 に同じ、10-11 頁）。

<sup>60</sup> 対 EU 貿易交渉目的では、「鯨」の代わりに「海産哺乳動物（marine mammals）」の用語が使われており（注 5 に同じ、11 頁）、これは TPP（第 20.16 条第 4 項）と同様である。なお、TPP には、USMCA の規定のような商業捕鯨を明示的に禁止する規定はない。

<sup>61</sup> 脚注において、16 種の鯨が特定されている。

<sup>62</sup> 外務省「国際捕鯨取締条約及び同条約の議定書からの脱退についての通告」2018 年 12 月 26 日。

<sup>63</sup> 外務省「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（OECD 外国公務員贈賄防止条約）の概要」2017 年 10 月。

控除を認めないこと、④腐敗防止の努力に公衆の積極的参加を促すこと、を締約国に求めている。いずれも、NAFTA 交渉目的と同一文言となっている。

これらの点は、TPP の腐敗防止に関する規定（第 26 章第 C 節）が対応しており、USMCA の規定（第 27 章）も概ね TPP を踏襲したものとなっている。

## 17. 貿易救済

貿易救済措置の積極的執行は伝統的に米国の通商政策の柱のひとつであり、トランプ政権において一層の強化が図られている<sup>64</sup>。米国は、貿易救済措置の対象となる輸入から国内産業を効果的に保護し、そのために貿易救済措置を発動する米国の権利・能力が制約を受けないようにすることを企図している。

本項では、①アンチ・ダンピング（AD）法、相殺関税（CVD）法、セーフガード（SG）法を含む米通商法を厳格に執行する米国の能力を維持すること、②継続的な補助金あるいはダンピングによる市場歪曲に対して措置を発動する米国の能力を高めること、③締約国の貿易救済当局間の協力を促進すること、④検証訪問を含む、AD 税及び相殺関税の回避に対する既存手続を強化し、新たな手続を策定すること、⑤米国の AD 及び CVD 法・規制・慣行に反映されている透明性及び適正手続の義務を確保すること、を求めている。NAFTA 交渉目的には、NAFTA の既存の規定の修正に関する要求に加え、これら 5 点が明記されている。

日本は、米国の貿易救済措置の運用に悩まされてきた。日本の「外国貿易障壁報告」に当たる不公正貿易報告書 2018 年版では、「米国は、AD 措置の運用そのものに関しては、一方的・保護主義的な側面も見受けられる。WTO 発足以降、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がされた AD 関連の事案は 124 件あるが、そのうち 54 件が米国の AD 措置を対象にしたものである。今後とも、米国の AD 措置の協定整合性を注視していくことが重要である。」と指摘している<sup>65</sup>。今後の日米交渉で日本が、米国による貿易救済措置の運用の「一方的・保護主義的な側面」を抑止する規定を盛り込めるかが注目される。

## 18. 政府調達

政府調達における対日貿易交渉目的は、①日本の政府調達市場の相互主義的開放と、透明性等に関する米国の慣行と同等の規律の確保、②地方政府の除外、③国家安全保障等の広範な例外の維持、の 3 点に大きく分けられる。相手国市場の開放を求める一方、米国市場を守るための例外の確保を求める内容となっていることが特徴であり、NAFTA 交渉目的も同内容になっている。いわゆる「バイ・アメリカン」政策を反映したものであり、その姿勢はトランプ政権下で強化されている<sup>66</sup>。

<sup>64</sup> USTR, 'THE PRESIDENT'S TRADE POLICY AGENDA', pp.14-28 in *2018 Trade Policy Agenda and 2017 Annual Report of the President of the United States on the Trade Agreements Program*.

<sup>65</sup> 経済産業省通商政策局編「2018 年版不公正貿易報告書」、39-46 頁。

<sup>66</sup> 2017 年 4 月 18 日には、「バイ・アメリカン」を強化する大統領令が発せられている (The White House, 'Presidential Executive Order on Buy American and Hire American', April 18, 2017)。

政府調達に関する日米間のこれまでの合意には、WTO 政府調達協定（GPA、改正議定書含む）と TPP がある。政府調達に関するルールについては、TPP の「政府調達」章（第 15 章）は WTO・GPA を踏襲した内容となっており、USMCA（第 13 章）も同様である<sup>67</sup>。

市場アクセスに関しては、米国は地方政府につき、WTO・GPA では 37 州について対象としているが、TPP 及び USMCA ではすべての州政府を協定の対象から除外している。一方で日本は、WTO・GPA 及び TPP において、地方政府については都道府県及び政令指定都市を対象としつつ、TPP においては相互主義に基づき、米国に対しては地方政府につき適用除外とした。米国は、日本に対して WTO・GPA 及び TPP において NASA（航空宇宙局）による調達を適用除外としているが、これは日本が JAXA（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構）を対象機関としていないため、相互主義に基づく対応としている。しかし、「相互主義的開放」という点では、米国には連邦制国家であるという事情があるにせよ、地方政府に関する大きな不均衡が日米間で存在する。この点については、日本にとっては「攻めどころ」ではあるが、米国が譲歩する可能性は低い<sup>68</sup>。

他方で米国は、日本の政府調達につき、入札手続の透明性の向上や入札談合の防止を求めており<sup>69</sup>、TPP においてはこれらに関するサイドレターが日米間で交わされている<sup>70</sup>。

## 19. 中小企業

近年の貿易協定では、そのメリットを最大化するには中小企業による協定の活用促進が不可欠であること、また、協定の恩恵を受けるのは大企業のみであるとの批判に応える必要があることから、中小企業による協定の活用を支援するための規定が置かれることが多くなっている。対日貿易交渉目的では、NAFTA 交渉目的と同様に、①ウェブサイトの構築等による協定の活用に関する情報を中小企業に提供すること、②締約国間で政府代表から成る「中小企業委員会」を設置すること、③利害関係者を含む締約国間の中小企業対話を構築すること等が求められている。TPP の「中小企業」章（第 24 章）では、①及び②の点につき対応している。USMCA の「中小企業」章（第 25 章）には、すべての点につき対応する規定が置かれている。

TPP の規定も USMCA の規定も、締約国政府に中小企業による協定の活用促進に資する施策を打ち出すよう努力することを求めるものであり、義務として課せられているのはウェブサイトの構築等のみである。同章は、紛争解決手続の対象からも除外されている。

---

<sup>67</sup> USMCA の「政府調達」章（第 13 章）は、米墨間でのみ適用される（第 13.2 条第 3 項）。

<sup>68</sup> 欧州委員会のセシリア・マルムストローム貿易担当委員は、米 EU 間貿易交渉に関する発言において、米国が交渉に応じない分野として、ジョーンズ法、バイ・アメリカ、公共調達、地理的表示を例示した（Malmström: U.S. and EU still unable to agree on scope of potential FTA, *Inside U.S. Trade*, January 09, 2019）。なお、対 EU 貿易交渉目的における「政府調達」に関する記述は、対日貿易交渉目的と同内容になっている（注 5 に同じ、12 頁）。

<sup>69</sup> 注 10 に同じ、272 頁。

<sup>70</sup> 注 24 に同じ、21-24 頁。

## 20. 紛争解決

紛争解決については、①効果的かつ適時で、透明性の確保された紛争解決手続の確保、②協定上の義務の遵守を促進する規定の導入、が求められている。対日貿易交渉目的の特徴といえるのは、これらに加えて、③「締約国が紛争を管理し、パネルが事実評価や適用される義務につき明らかに誤りを犯した場合に締約国が対処できるよう保証するメカニズムを採用すること。」との目的が明記されていることである。これは、NAFTA 交渉目的と同様である<sup>71</sup>。

米国は現在、WTO 紛争解決手続につき、締約国のコントロールを離れ、締約国が合意した協定にない締約国の権利・義務を作り出しているとして、これを強く批判している<sup>72</sup>。同じことが日米間の貿易協定や USMCA で生じないようにするため、③が明記されたものとみられる。

TPP の「紛争解決」章（第 28 章）は、①及び②には対応しており、USMCA の「紛争解決」章（第 31 章）もこれを踏襲している。いずれにも、③に対応する規定はみられない。ただし、USMCA には「運用及び制度に関する規定」章（第 30 章）に、協定の運用を行う「委員会」（各締約国の政府代表で構成、第 30.1 条）は「この協定の規定の解釈を提示することができる。」との規定が置かれている（第 30.2 条第 2 項(f)）。全く同文の規定が TPP（第 27.2 条第 2 項(f)）にもあるが、USMCA には同規定に、「委員会により示された解釈は、『投資』章（第 14 章）及び『紛争解決』章（第 31 章）の下で設置された裁判所とパネルを拘束する。」との注釈が付されている。これが③に対応する規定になっているとみられる。同注釈は TPP にはない。

二審制である WTO 紛争解決手続と異なり、貿易協定における紛争解決手続は通常一審制であり、パネルが「明らかに誤りを犯した場合」に締約国が対処できるようにすべきとの要求は理解できる。ただし、パネルで敗訴した国が同様の案件で敗訴することを回避すべくこの規定を利用することも考えられ、その運用を誤れば、紛争解決手続の意義が大きく損なわれかねない。日本はこの点に留意して、米国との交渉に臨むべきであろう。

## 21. 一般規定

一般規定では、①健康・安全の保護や不可欠な安全保障を含む、正当な米国の国内目的の保護を認める一般的例外規定を設けること、②締約国が協定の利益を定期的に評価することを確保するメカニズムを採用すること、③適切な状況において、協定を終結するメカニズムを採用すること、④日本が非市場経済国と FTA を交渉する場合に、透明性を確保し、適切な行動をとることができるようなメカニズムを採用すること、の 4 点が目的とされている。NAFTA 交渉目的では、7 月版では①のみであったものが、11 月版では②が追加され、対日貿易交渉目的には③及び④がさらに追加された<sup>73</sup>。

TPP においても、①については一般的例外（第 29.1 条）、安全保障のための例外（第 29.2 条）、

<sup>71</sup> ③は、7 月版にはなかったが、11 月版で追加されている。対 EU 貿易交渉目的にも同一文言が記載されている（注 5 に同じ、13-14 頁）。

<sup>72</sup> 菅原淳一「2019 年の日本の通商政策課題」『みずほインサイト』（みずほ総合研究所、2018 年 12 月 21 日）参照。

<sup>73</sup> 対 EU 貿易交渉目的には 4 点すべてが記載されている（注 5 に同じ、14 頁）。なお、対 EU 貿易交渉目的には、これらに加えて対イスラエル関係に関する事項の記載がある（同）。

②については定期的な「締約国間の経済上の関係及び連携」の見直し（第 27.2 条第 1 項(b)）、③については協定からの「脱退」（第 30.6 条）等の規定が設けられている。④に類する規定はない。

USMCA には、①については TPP と同旨の規定が、②と③についてはより強化された規定が、また、④に関する規定も盛り込まれている。USMCA では、協定からの脱退に関する規定（第 34.6 条）に加え、協定は「各締約国がさらに 16 年間の協定の継続を望むことを確認しない限り、発効の日から 16 年後に終結する。」（第 34.7 条第 1 項）という、いわゆる「サンセット条項」と呼ばれる規定が設けられている。また、協定を継続するかどうかの見直しは 6 年ごとに行う（第 34.7 条第 2 項及び第 4 項）とされている。

④について USMCA（第 32.10 条）には、締約国が非市場経済国と FTA 交渉を開始する場合には、当該締約国は、(a)交渉開始 3 カ月前までに他の締約国に交渉開始の意図を通知すること、(b)他の締約国の要請に応じて交渉目的に関する情報を提供すること、(c)署名の 30 日前までに他の締約国に協定全文を検討する機会を与えること、が規定されている。また、締約国が非市場経済国と FTA を締結する場合、他の締約国は 6 カ月前に通知することにより USMCA を終結させることができ<sup>74</sup>、他の締約国間の 2 国間協定に置き換えることができるとされている。この場合の「非市場経済国」は、USMCA 署名日において締約国が自国の貿易救済法上「非市場経済国」に指定し、いずれの締約国とも FTA を署名していない国、と定義されている。

この規定において想定されている国の筆頭は中国であるとみられるが、同様の規定が日米協定にも盛り込まれ、それが早期に発効した場合には、現在日本が交渉中で中国も参加している RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓 FTA にも影響が及ぶことになる。

## 22. 為替

為替については、NAFTA 交渉目的と同様に、「効果的な国際収支の調整の阻害するために、あるいは、不公正な競争優位性を獲得するために、日本が為替操作を行うことを回避することを確保する。」ことが目的とされている。米財務省による半期ごとの「為替報告」<sup>75</sup>で、日本は「監視リスト」に入れられているように、米国内には日本の為替政策に対する警戒感がある。

米国を含め、TPP 署名国政府はいずれも為替問題を TPP で扱うことに反対であったため、これに関する具体的規定は TPP には置かれていない。他方、TPA 法の「主要交渉目的」のひとつに「為替 (currency)」が掲げられ、貿易相手国による為替操作への対応を強く求める米議会の声を受け、TPP の「前文」に「締約国関連当局による適当な場における為替に係る事項を含む経済全般に関する協力」との文言が挿入され、全締約国財務相による「TPP 参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言」（以

<sup>74</sup> 本規定によらず、締約国は書面による通知により、通知の 6 カ月後に USMCA を脱退することができる。ただし、その際は他の 2 締約国間で USMCA は存続する（第 34.6 条）。

<sup>75</sup> 最新版は、U.S. Department of the Treasury, Office of International Affairs, *Macroeconomic and Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States*, October 2018.

下、「マクロ経済政策共同宣言」）が発出された<sup>76</sup>。同宣言では、各当局は「自国が IMF（国際通貨基金）協定のもと、効果的な国際収支の調整の阻害又は不公正な競争優位性の獲得を目的とした為替レート又は国際金融システムの操作を回避することを義務付けられていることを確認」し、「透明性と報告」及び「マクロ経済政策に関する協議」について合意した。

USMCA には、「マクロ経済政策と為替問題」章（第 33 章）が設けられた。その趣旨は、TPP「マクロ経済政策共同宣言」と同様であるが、外貨準備高や為替市場への介入実績等の開示を含む「透明性と報告」が法的義務とされ（第 33.5 条）、締約国による同義務の不履行が継続し、協議によっても是正されない場合に、他の締約国が紛争解決手続に申し立てることができるようになった点が大きな差異である（第 33.8 条）。パネルが被申立締約国の協定違反を認定した場合、申し立てた締約国は「利益の停止（suspension of benefits）」を行うことが可能であるが、停止される利益は被申立締約国による「透明性と報告」義務違反によって生じた不利益を超えるものであってはならないとされている（第 33.8 条第 4 項）。したがって、相手国の為替操作を理由に、それによる不利益を相殺するための制裁関税を課すといった措置が認められているわけではない。

2018 年 12 月 10 日に開催された対日貿易交渉に関する公聴会で全米自動車労働組合（UAW）やアメリカ労働総同盟・産業別組合会議（AFL-CIO）は、日米貿易協定には USMCA の規定を上回る強制力のある規定が盛り込まれなければならないと主張した<sup>77</sup>。日本は、為替は財務相間で議論すべき問題であり、貿易協定の枠外であるというのが基本的立場であり、今後日米交渉で本問題について米国と対立する局面が生じることも想定される。

---

<sup>76</sup> ‘Joint Declaration of the Macroeconomic Policy Authorities of Trans-Pacific Partnership Countries’（財務省「環太平洋パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言（仮訳）」2015 年 11 月 6 日）

<sup>77</sup> ‘Currency, auto, customs concerns aired at USTR hearing on U.S.-Japan FTA’, *Inside U.S. Trade*, December 10, 2018.

### III. おわりに

以上のように、対日貿易交渉目的は概ね NAFTA 交渉目的を踏襲しており、米国は USMCA を土台とした交渉を日本に対して求めてくるとみられる。USMCA は、TPP を土台としつつ、TPP では受け入れなかった、あるいは、TPP 交渉時には求めていなかった米国の要求を一部含んでおり、その意味では、冒頭で述べたように、米国は TPP に一部要求を上乗せした内容を日本に求めてくると想定することができる。上乗せ部分には、USMCA の規定を上回る強力な為替条項等、日本が受け入れ難い要求が含まれる可能性もある。2018 年 9 月 26 日に開催された日米首脳会談では、米国は 1962 年通商拡大法第 232 条に基づく自動車・同部品に対する追加関税措置を、日米貿易交渉中は日本に対して発動しないことを約束した。しかし、交渉が難航した場合、トランプ政権は同措置発動の脅しをかけて、日本に譲歩を迫ってくることも考えられる。

日本としては、安易な譲歩は問題外だが、米国と厳しく対峙するだけでは問題を解決することはできない。2018 年 12 月 30 日に発効した CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の拡大や RCEP 交渉の早期妥結、WTO における国家資本主義的政策やデジタル貿易に対応する新たなルール形成や紛争解決手続をはじめとする WTO 改革の促進<sup>78</sup>、本年議長国を務める G20 における世界の貿易不均衡に関する議論<sup>79</sup>の主導等、あらゆる手段を用いて、米国の理解を得、圧力をかわし、譲歩を迫る必要があるだろう。

日本企業は、ここで示したような内容を含む日米協定が合意された場合、どのような影響が自社の事業活動に及ぶのか、今から検討しておく必要がある。現時点では、交渉の対象範囲や開始時期すら定かではないが、日米両国の政治日程等を踏まえると、交渉が開始された後は比較的短い期間で合意に至るケースも想定される。米中摩擦の行方や USMCA の発効、英国の EU 離脱の影響等も合わせて考慮し、米国市場の位置付けや日本国内を含む生産拠点のあり方の見直し、グローバルなサプライチェーン・バリューチェーンの再構築等、検討すべき点は少なくない。この後の日米貿易交渉の行方を注視しつつ、検討を進めていくことが肝要である。

---

<sup>78</sup> 注 72 参照。

<sup>79</sup> 日本は議長国として、G20 財務相・中央銀行総裁会議で世界の貿易不均衡を議題のひとつとするとしている（「貿易不均衡を議題に 日本、19 年の G20 で」『日本経済新聞』電子版 2018 年 11 月 25 日）。